

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和2年1月27日（月） 10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 佐藤課長補佐、高橋課長補佐

専門検査部門 嶋崎管理官補佐、澤田原子力規制制度研究官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他3名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他7名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力工事グループ 課長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）に基づき、新検査制度施行に伴う設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）に関する経過措置、運用等に関する理解について説明があり、原子力規制庁と意見交換を以下のとおり行った。

(2) 原子力規制庁から、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（以下「品質管理規則」という。）のパブリックコメントに対する回答（No.115）で「設置許可届出時に品質管理規則への適合を求める」旨の記載がある点については、届出時に申請される文書において、当該規則に適合したものが必要であるという意味であり、保安規定の経過措置である施行日から6か月以内で、新しい保安規定が定められていない期間においては、従前の保安規定に基づき保安措置を講ずることで法令違反とはならない、しかし、可能な限り新しい規則に基づいた保安措置が講じられるよう求めるものである旨を説明した。

(3) 原子力規制庁から、原則として、設置の工事について、分割追加、変更申請を実施した場合は、使用前検査は継続されず、新制度である使用前確認での対応となること、しかし、案

件によっては、従前の使用前検査を継続することが妥当である場合も考えられるため、事前に担当部門と相談して欲しい旨を説明した。

- (4) 原子力規制庁から、新制度において、溶接についての使用前事業者検査はそれのみ取り出して検査する必要はなく、主要な設備の使用前事業者検査の中に必要に応じて含まれる形で使用前確認が行われることとなる旨を説明した。
- (5) 原子力規制庁から、施行の際、工事計画の認可を受けることなく行われている工事のうち新規基準に適合するため、工事計画認可前に着手を認められている工事の使用前事業者検査について、認可後に実施することは問題ない旨を説明した。
- (6) A T E N A等から、配布資料(2)に基づき、保安規定の変更認可申請のスケジュールについて説明があった。原子力規制庁から、審査は、品質マネジメントシステム、工事の方法及び保安規定に係るその他の修正部分等、内容によって合理的に行いたい旨を説明した。事前申請は2月中旬を目途にできるだけ早めに行うこと、年度が替わってから申請する事業者よりも事前申請した事業者の審査を優先的に進めることなどの認識を共有した。
- (7) 原子力規制庁から、新制度施行前に工認申請済みであり、工認審査が施行後も継続する場合は、事前にヒアリング等で申請の手続き等について相談することは可能である旨を伝えた。
- (8) 原子力規制庁から、設工認申請の基本的な考え方として、工事の方法、品質マネジメントシステムについては、施設全体に係る共通事項として申請すること、また、今後実施される認可・届出不要な工事について、「品質マネジメントシステム」のみの変更が生じても実用発電用原子炉については、設工認の手続き対象にはあたらない旨を説明した。

6. 配布資料

- (1) 新検査制度施行に伴う設計及び工事の計画申請等に関する確認について(A T E N A資料)
- (2) 新検査制度に係る保安規定変更認可申請スケジュールについて(A T E N A資料)